

◎大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（関係市町村における選挙人の投票） 第七条 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない。	（関係市町村における選挙人の投票） 第七条 〔同上〕
2 前項の規定による投票の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項において「住民投票期間」という。）と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙（次項及び第九項において「特定選挙」という。）の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）とは、重複してはならないものとし、この場合における前項の投票を行うべき期間及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により選挙を行うべき期間についての特例その他住民投票期間と選挙期間とが重複しないようにするために必要な事項は、政令で定める。	〔新設〕
3 前項の政令は、特定選挙が公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間内に必ず行われ、かつ、第一項の規定による投票ができる	〔新設〕

る限り同項の投票を行うべき期間内に行われるよう定めるものとする。	4 関係市町村の長は、<u>第一項</u>の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。
5 関係市町村の選挙管理委員会は、<u>第一項</u>の規定による投票に際し、当該関係市町村の議会の議員から申出があつたときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならない。	2 関係市町村の長は、<u>前項</u>の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。
6 前項の場合において、二人以上の議員は、関係市町村の選挙管理委員会に対し、当該議員が共同で表明する意見を掲載するよう申し出ることができる。	3 〔同上〕
7 関係市町村の選挙管理委員会は、<u>第一項</u>の規定による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。	4 〔同上〕
8 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、<u>第一項</u>の規定による投票につ	6 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、

いて準用する。 9 第一項の規定による投票は、普通地方公共団体の選挙（特定選挙を除く。）と同時にこれを行うことができる。	第一項の規定による投票について準用する。 7 第一項の規定による投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。
---	--